



中小規模事業場労働安全衛生評価事業

～愛称は「JISHA グッド・セーフティ・カンパニー」～

【手引き】

中央労働災害防止協会

平成31年3月28日改正

目 次

はじめに	3
I 中小規模事業場労働安全衛生評価事業について	5
II 初回の申込み、事前打合せ	9
III 自己評価、資料の準備	13
IV 1次評価（実地調査）	15
V 2次評価（委員会での判定）と登録・公表	20
VI 定期調査、登録事項の変更、登録の取消し	24
VII チャレンジ評価（登録の更新）	27
VIII 異議申立て	30
IX 料 金	32
X 中小規模事業場労働安全衛生評価基準の解説	35
中小規模事業場労働安全衛生評価 申込書	42
中小規模事業場労働安全衛生評価 申込取下げ届	43
中小規模事業場労働安全衛生評価（チャレンジ評価） 申込書	44
死亡労働災害等報告書	45
中小規模事業場労働安全衛生評価登録事業場 廃止届	46
中小規模事業場労働安全衛生評価登録事業場 欠格事項該当届	47
中小規模事業場労働安全衛生評価登録事業場 登録事項変更届	48
中小規模事業場労働安全衛生評価 登録証交付申請書	49

はじめに

わが国の労働災害は、長期的には減少傾向にあるものの、従業員 300 人未満の中小規模事業場での労働災害は、全体の 9 割を占めるという状況にあります。

こうした中、中央労働災害防止協会（以下「中災防」）では、安全衛生の向上を目指す中小規模事業場の安全衛生活動を支援し、自らが設定した目標を達成できる企業力の強化と蓄積を後押しするため、基本的な安全衛生活動とそれを継続するための基盤ができていくかどうかを評価する『中小規模事業場労働安全衛生評価事業（以下「中小評価」）』（愛称：「**JISHA グッド・セーフティ・カンパニー**」）を実施しています。

中災防では、労働安全衛生マネジメントシステム^{（注1）}の構築・運用を前提とした「JISHA 方式適格 OSHMS 認定事業」を実施していますが、中小規模事業場にとっては料金面の負担のみならず、同システムを構築・運用するための人的、労力的負担が大きいことから、そうした負担の少ない簡易な評価制度が望まれており、中小評価はこれに応えたものです。

★ 中小評価のポイントは、以下のとおりです。

- 対象は、従業員数が 300 人以下の事業場です。
- 評価の内容は、経営トップによる安全衛生方針の表明や安全衛生管理体制の整備、リスクアセスメント^{（注2）}や日常の安全衛生活動の実施など、10 項目（必須）で評価します。
- さらに、リスクアセスメントや 5S 活動^{（注3）}、危険予知活動^{（注4）}などの主な安全衛生活動については、その達成度合いを把握する「レベル評価」も併せて実施します。
- 評価の有効期間は 3 年間で、以降 3 年ごとに更新します。

*平成 27 年 3 月 31 日までに「中小企業労働安全衛生評価事業」の評価・登録等を行った事業場については、平成 27 年 4 月 1 日より、評価、登録等における名称を「中小規模事業場労働安全衛生評価事業」による名称に読み替えるものとします。

<用語の解説>

（注 1）「労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）」とは

事業者が労働者の協力の下に、計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Act)という一連のサイクルを継続して適切に運用することにより、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的とした安全衛生管理の仕組みのことです。

(注 2) 「リスクアセスメント」とは

職場に存在する危険性又は有害性を特定して評価し、その結果に基づきリスクを除去、低減する先取り安全の手法で、事業場の労働安全衛生を推進する上で重要な位置を占めています。また、労働安全衛生法第 28 条の 2 によりリスクアセスメントの実施が努力義務化されています。

(注 3) 「5S活動」とは

整理、整頓、清掃、清潔の 4S に躰（しつけ）を加え、5S として職場で行われる安全衛生活動の一つです。

(注 4) 「危険予知活動」とは

危険予知とは、労働災害や事故の原因となる可能性のある不安全行動や不安全状態を予知、あるいは予測することで、作業者が職場で正しく安全な作業をするために、日々のミーティング等を利用して職場小集団、あるいは作業員一人ひとりがその危険予知の能力を高めるために行う活動です。



I 中小規模事業場労働安全衛生評価事業について

【事業の対象】

従業員数が300人以下の事業場を対象とし、評価は、リスクアセスメントや基本的な日常の安全衛生活動が実践されており、かつ、これらの取組を継続していく基盤があると認められる事業場となります。有効期間は3年間で、以降3年ごとに更新となります。

【評価の内容】

経営トップによる安全衛生方針の表明や安全衛生管理体制の整備、リスクアセスメントや日常の安全衛生活動の実施など、以下の10の項目（必須）で評価を行います。

- ① 経営トップによる安全衛生方針の表明
- ② 安全衛生管理体制の整備
- ③ 労働安全衛生法の遵守
- ④ リスクアセスメントの実施及びリスク低減措置の決定等
- ⑤ 安全衛生活動の実施状況
（5S活動、危険予知活動、ヒヤリ・ハット活動など）
- ⑥ 緊急事態への対応
- ⑦ 労働災害発生原因の調査等
- ⑧ 経営トップによる労働安全衛生活動の全般的な見直し
- ⑨ 安全衛生活動の記録
- ⑩ 安全衛生管理活動の運用による効果

このほか、主な安全衛生活動（リスクアセスメント、5S活動、危険予知活動など）については、活動の「**レベル評価**」も併せて行います。

【評価による効果】

- 自社（事業場）の安全衛生活動を一定の基準により客観的に評価できるとともに、初回評価時には、リスクアセスメントや危険予知活動などの活動状況の度合いをレーダーチャートで見える化し、自社の安全衛生活動の実情把握ができます。また、専門家による改善のポイントにより更なるレベルアップが図れます。
- 複数の事業場を有する企業では、各事業場や系列企業、グループ会社でこの評価を実施され、それぞれの安全衛生活動の実情把握と企業・グループ全体のレベルアップに活用できます。

【評価によるメリット】

本事業により評価を得ることで、次のようなメリットがあります。

- 登録証の付与及び中災防ホームページへの掲載等により、安全衛生活動の積極的な取組が社会的に認知され、企業のイメージ（社会的責任）や社員の安全衛生意識などが向上します。
- 安全衛生活動の質が向上することで、生産性の向上にも繋がります。
- 評価による調査や指導により、安全衛生の専門的知識やノウハウを獲得できます。
- 平成 27 年度から新たにお申込み・登録された事業場には、中災防が毎年開催する全国産業安全衛生大会に 2 名様をご招待し、最新の安全衛生の動向や他社の好事例など多くの情報が収集できます。
- 所在地の労働局及び労働基準監督署に本事業への登録をお知らせし、情報を共有します。
- 厚生労働省が平成 27 年 6 月より実施する「安全衛生優良企業公表制度」において、同制度での評価に当たり、中小評価の評価項目と重複するものについては、同制度の評価項目を満たすものとして取り扱われます。

詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

URL : http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

【お申込みから登録まで】

【基本コース】

【オプションコース】

ステップ① 申込み

評価を希望する中小規模事業場（以下「事業場」）は、地区安全衛生サービスセンター（以下「地区センター」）に申込書（基本コース又はオプションコースを選択）を提出します。

申込みを受け、地区センターから請書、調査用資料一式を送付します。



技術指導A

【自己評価前に】

- ・ 評価の実施に向けた事前指導



ステップ② 自己評価

事業場は、所定のチェックリストに基づいて安全衛生活動の実施状況を自己評価し、その結果を地区センターに提出します。



ステップ③ 1次評価（実地調査）

地区センターの専門家が事業場に赴き、次のことを通じて安全衛生活動の実施状況を調査し、評価します。調査は、1日で行います。

- ◆ トップインタビュー
- ◆ 安全衛生担当部門のヒアリング
- ◆ 自己評価の結果と書面資料等をもとに行う書面調査
- ◆ 現場確認

1次評価において中小規模事業場労働安全衛生評価基準（以下「評価基準」）を満たしていない事項が見つかった場合には、その旨を告げて、その後、改善報告書の提出に基づき、改めて実地調査を行います。



技術指導B

【1次評価後に】

- ・ 評価途中での改善のための技術指導



ステップ④ 2次評価（委員会での判定）

評価を行った専門家がその結果を取りまとめた後、地区センターに設置された委員会で専門家による評価を行い、登録してよいかを判定します。



【基本コース】

【オプションコース】

ステップ⑤ 登録

判定の結果、登録が適切と判定された場合には、中小規模事業場労働安全衛生評価事業場（以下「登録事業場」）として中小規模事業場労働安全衛生評価事業場名簿（以下「登録事業場名簿」）に登録し、登録証を交付するとともに、中災防ホームページに掲載します。



技術指導 C

【登録後に】

- ・ 定期調査までの間に、改善・レベルアップのための技術指導



ステップ⑥ 定期調査

初回調査の1年後に改善状況を確認するために専門家が登録事業場に赴きます。



ステップ⑦ チャレンジ評価（登録の更新）

希望に応じて有効期間（3年間）内の任意の時期に、評価（更新）を実施することができます。ここでは、前回からどれだけレベルアップしたのかについても確認できます。

有効期間内は、中災防への定期的な報告・調査などはありません（定期調査・チャレンジ評価を除く）。

オプションコースは、初回評価（登録後1年以内）の流れの中で、評価に関する事項で中災防から技術指導を2回（半日/回）、初回評価と一緒に受けることができるサービスです。具体的な技術指導の内容とタイミングは、前述のステップの中の技術指導A～Cを参照してください。



II 初回の申込み、事前打合せ

【申込み前の確認事項】

初回の中小評価を受けようとする事業場は、申込みの前に以下の2点についてご確認ください。

- (1) リスクアセスメントや基本的な日常の安全衛生活動が実践されていること。
- (2) 次の欠格事項に該当していないこと。

- 事業者が労働安全衛生法若しくはじん肺法（以下「安衛法等」）又はこれらに基づく命令の規定（評価を受けようとする事業場に係るものに限る。）に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない。
- 事業者が安衛法等又はこれらに基づく命令以外の法令の規定（評価を受けようとする事業場に係るものに限る。）に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない。
- 事業場の属する法人の業務を行う役員のうち上記2項目に該当する者がいる。
- 事業場が以前、登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない。

【登録の単位】

中小評価は、従業員数が300人以下の事業場（労働安全衛生法を適用する際の定義によるもの）ごとに行います。登録を受けようとする工場、店社などの組織の中に別の場所にある小規模の製造所、営業所等が含まれている場合には、申込先の地区センターにご相談ください。

【申込みの方法】

初回の中小評価を受けようとする事業場は、「中小規模事業場労働安全衛生評価 申込書」（様式第1号の1。42頁）を申込先の地区センターあてに提出してください。

申込書の記入に当たっては、12頁の記入例を参考にしてください。なお、申込書を提出する際には、次のものを添付してください。

- ① 業務内容の分かる資料（会社案内パンフレット等）
- ② 事業場の組織図

<申込み先>

本手引きの裏面の最寄りの地区センター あて

営業時間： 月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00

休日： 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

【オプションコース】

初回の中小評価を受けようとする事業場は、申込書にてオプションコースを選択いただくことができます。

オプションコースは、7,8 頁に記載されているように初回の評価において、中災防から技術指導を2回（半日／回）一緒に受けることができるサービスです。具体的な技術指導の内容とタイミングは、

- ① 【自己評価前に】 評価の実施に向けた事前指導
- ② 【1次評価後に】 評価途中での改善のための技術指導
- ③ 【登録後に】 定期調査までの間に、改善・レベルアップのための技術指導

となります。

【申込みの受理】

地区センターは、申込書の受領から1～2週間程度が経過するまでの間に、1次評価を担当する専門家（原則として1名）の氏名を記した請書を、申込みをされた事業場（以下「対象事業場」）に送付します。

【事前打合せ】

地区センターの専門家又は事務担当者は、対象事業場の連絡担当者との事前の打合せを電話等で行います。

事前打合せでは次の点を確認します。

- ① 中小評価に係る全体的なスケジュール
（1次評価の希望時期、登録の目標時期等）

- ② オプションコースの確認

自己評価前にオプションコースの技術指導を活用される場合は、事前指導の時期を確認します。

- ③ 事業場の連絡担当者や事業場で自己評価を行う実施責任者（自己評価実施責任者）の氏名・役職等
- ④ 1次評価時の現場確認を行う対象現場の確認

ご不明な点がございましたら、地区センターの専門家又は事務担当者にご相談ください。

【申込みの取下げ】

対象事業場が何らかの事由により中小評価の申込みを取下げようとする場合には、1次評価の実施前に、「中小規模事業場労働安全衛生評価 申込取下げ届」（様式第2号の1。43頁）を地区センターに提出していただく必要があります。

地区センターは、申込取下げ届の受領から2週間程度が経過するまでの間に、申込取下げ承諾書を対象事業場に送付します。

【見積りの依頼】

中小評価の申込みに際して事前に見積りを希望される事業場は、地区センターに電話等でご連絡ください。その際、事業場の所在地、中災防の賛助会員加入の有無を必ずお知らせください。

記入例

(様式第1号の1)

申込日

平成31年1月16日

中小企業労働安全衛生評価 申込書

中央労働災害防止協会

関東 安全衛生サービスセンター所長 殿

企業名(事業場名) 中災防工業株式会社

事業場の長 役職・氏名 工場長 中央 太郎

㊞

中小企業労働安全衛生評価を以下のとおり申し込みいたします。

なお、本評価を受けるに当たっての欠格事項に該当しないことを申し添えます。

対象事業場名	中災防工業株式会社		
所在地	〒 108 - 0014 東京都港区芝5-35-2		
連絡窓口	担当部課: 安全衛生課		
	役職・氏名: 課長 中央 次郎		
	TEL: 03-3452-6404	FAX: 03-5445-1774	
	E-mail: ms@jisha.or.jp		
業種	精密機械器具等	労働者数	100 人
会員	<input type="radio"/> 会員 (会員番号:)	<input type="checkbox"/> 一般	(どちらかに○を付けてください)
コース選択	<input type="checkbox"/> 基本コース	<input type="radio"/> オプションコース(技術指導2回を含む)	(どちらかに○を付けてください)
事業の内容	産業用ロボットの部品製造 (会社案内等 事業場の概要の分かる資料等を必ず添付してください。)		

ご記入いただきました個人・企業情報につきましては、当協会が責任を持って保管し、中小企業労働安全衛生評価事業の的確な実施(連絡、運営、後日の問い合わせ対応等)のためにのみ利用させていただきます。

Ⅲ 自己評価、資料の準備

【自己評価の目的】

対象事業場は、事業場の安全衛生管理を担当する者を中心として事業場の安全衛生活動の状況を自己評価していただきます。その目的は次のとおりです。

- (1) 自己評価実施責任者が事前に安全衛生活動の状況を確認することにより、1次評価が円滑に進行できます。
- (2) 自己評価を通じて事業場としての認識を整理することにより、専門家の見解（1次評価時のコメントや2次評価（委員会）の審査・判定終了後にお送りする報告書の中で示されるもの）との違いが明確になり、以後の安全衛生活動の運用に役立ちます。

【自己評価用資料の送付】

地区センターは、1次評価の準備のため自己評価に用いるチェックリスト（「評価基準用」と「レベル評価用」の2種類があります。）を対象事業場の連絡担当者あてに送付します。

対象事業場は、前述の資料を受領後、自己評価を行ってください。

【提出する資料】

上記の2種類の資料を1次評価前までに地区センターに提出していただきます。

- ① チェックリスト 「評価基準用」
- ② チェックリスト 「レベル評価用」

上記①②については、事前打合せで確認した期限までに郵送又はメール等で地区センターに送付してください。

【自己評価の実施】

自己評価（チェックリストの記入）は、次の要領で実施してください。

- (1) チェックリスト 「評価基準用」
 - ① 自己評価実施責任者は、チェックリストの確認事項全てについて、「自己評価結果」欄の「はい」「いいえ」のいずれかに「○」印を付けてください。
 - ② 「自己評価結果の根拠」の「①確認材料の有無」欄の「有」「無」のいずれかに「○」印を付けてください。
 - ③ 前②で「有」に○印を付けた場合は、「②書類の名称」と「③書類の項目No.、項目名等」に該当する内容を記入してください。

(記入例)

「〇〇工場安全衛生方針」 「重点実施項目No.〇〇」

「リスクアセスメント実施マニュアル」 「P12 12～20 行目」

中小規模事業場労働安全衛生評価 自己評価表(チェックリスト)		20150401改訂			
基準内容		自己評価結果	自己評価結果の根拠<評価の拠り所とした理由等を記載して下さい>		
			①確認材料の有無	②書類の名称	③書類の項目No.、項目名等
1 経営トップによる安全衛生方針の表明					
(1)	経営トップは、従業員に対し、安全衛生方針(経営トップ自らの安全衛生の基本的な考え方をいう。以下同じ。)を署名入り文書で作成していますか。	はい いいえ	有・無	平成27年度安全衛生方針	
(2)	安全衛生方針に、次の事項が含まれていますか。				
	ア 労働災害の発生防止をするという決意	はい いいえ	有・無	平成27年度安全衛生方針	本文10行目
	イ リスクアセスメント、危険予知活動、5S(2S, 3S, 4S)活動をはじめとする安全衛生活動を進めること	はい いいえ	有・無	平成27年度安全衛生方針	第1項～第3項
	ウ 経営トップ以下従業員参加で安全衛生活動を実施すること	はい いいえ	有・無	平成27年度安全衛生方針	本文20行目
(3)	安全衛生方針は、配布、掲示、電子メール等の方法により従業員に周知されていますか。	はい いいえ	有・無	各職場に掲示	
2 安全衛生管理体制の整備					
(1)	労働安全衛生法の規定に基づく法定の管理者等(例:安全管理者、衛生管理者、産業医など)を選任していますか。	はい いいえ	有・無	労働基準監督署へ提出	
(2)	安全衛生(衛生)委員会が設置され、毎月開催されていますか。	はい いいえ	有・無	安全衛生委員会 議事録	

(2) チェックリスト 「レベル評価用」

- ① 自己評価実施責任者は、チェックリストの確認事項全てについて、該当する場合は口欄に を入れてください。
- ② 大きな項目「2 危険予知活動」「3 5S(2S,3S,4S)活動」「4 ヒヤリ・ハット活動」「5 職場巡視(パトロール)」については、実施している活動に を入れてください。

中小規模事業場労働安全衛生評価 レベル評価用チェックリスト

20150401 改

1 リスクアセスメント(RA)活動

問1 体制と役割・責任

- トップは、RA活動の目的・効果を理解し、従業員に伝えていますか
- " RA活動の実施を自ら進めていますか
- " RA活動を実施するための時間を確保していますか
- " RA活動に係る研修を自らが受講していますか
- " RA活動における階層ごと(管理者、リーダーなど)の役割と責任を決めていますか

問2 実施のための準備と教育

IV 1次評価(実地調査)

【1次評価とは】

1次評価では、専門家が対象事業場に赴き、関係者からの聴き取りや現場確認等により、その対象事業場の安全衛生活動の実施状況を調査し、評価します。

1次評価の主な内容は、次のとおりです。

- ① トップインタビュー
- ② 安全衛生担当部門のヒアリング
- ③ 自己評価の結果と書面資料等をもとに行う書面調査
- ④ 現場確認



【事前打合せ】

地区センターの専門家又は事務担当者は、申込みの後、対象事業場の連絡担当者と実地調査の日程及びその日のスケジュール等について確認します。

スケジュールに関する確認内容は、次の4点です。

(1) 1次評価の日程

1次評価の日程を決定します。なお、日程は19頁に示す標準日程を基本とします。

(2) 事業場トップの方への面会時間の確保

事業場トップの方に対してインタビューをさせていただきますので、その時間(30分程度)の確保をお願いします。

(3) 安全衛生担当部門のヒアリング対象者の出席予定

チェックリスト(「評価基準用」と「レベル評価用」)に基づいてヒアリングを行いますので、担当者(通常は安全衛生担当者です。自己評価実施責任者は必ず出席してください。)2名以上の出席をお願いします。

(4) 現場確認のコースの確認

上記(3)の後、現場確認を行いますので、主に次の箇所を中心に確認のためのコースをご確認ください。

- ・ 過去に災害が発生した(改善を行った)箇所
- ・ リスクアセスメントの結果、改善を行った箇所

- ・ 安全衛生情報、活動の実施状況に関する掲示板・表示類、ミーティング場所等

また、上記のスケジュール以外に次の2点についても確認します。

(1) 作業着等について

1次評価当日は、専門家が現場に赴き、確認及び作業者に対してヒアリングを実施しますので、安全靴や作業着の必要性についてお聞きします。もし、必要な場合には、専門家が用意します。

ただし、対象事業場で指定の安全靴、作業着、安全帽やその他必要となるものがありましたら、対象事業場でご準備をお願いします。

(2) 当日の昼食について

19頁の「1次評価 標準日程」で実施した場合、当日の昼食につきまして、次のようなご配慮をお願いします。

- ① 対象事業場の食堂を利用させていただく
- ② 対象事業場でお弁当等をご準備いただく
- ③ 近隣の食事ができる施設をご紹介いただく

昼食代につきましては、専門家が当日、現金で支払いますので、①、②の場合は領収書のご準備をお願いします。専門家は、中災防の倫理規程により、事業場から食事等の提供を受けることが禁止されています。

【1次評価当日の内容】

1次評価は、事業場のトップの方、安全衛生担当者と専門家とで、相互の紹介と当日の評価についての確認等を行った後、次のようなスケジュールで実施します。

(1) オープニングミーティング

- ① 専門家が、中小評価の制度についてご説明します。
- ② 事業場の概要を簡単にご説明いただきます。

(2) トップインタビュー

事業場のトップの方にインタビューを行い、事業場の労働安全衛生に関する方針、重点事項や考え方、安全衛生活動の実施による効果、その他トップとしてのご意見等をお聞きします。

(3) 安全衛生担当部門のヒアリング

チェックリスト（「評価基準用」と「レベル評価用」）に基づき担当者へのヒアリングを行います。

(4) 現場確認の実施

チェックリストの「自己評価結果の根拠」の内容で、現場で確認する必要があるもの（安全衛生情報、活動の実施状況に関する掲示板・表示類など）を中心に担当者から説明を受けます。

また、チェックリスト（「レベル評価用」）で従業員に確認する内容については、現場でヒアリングをします。

(5) 専門家によるまとめ

専門家が、現場確認の後に1次評価の結果を取りまとめます。

(6) 講評

専門家が、事業場のトップの方、安全衛生担当者等に1次評価の結果について、その概要を説明します。なお、この際には最終的な評価結果については、申し上げません。

【当日の注意事項】

- 日程に従って進行できるようご協力ください。
- トップインタビューの際は、トップの方以外の多数同席はご遠慮ください。
- 安全衛生担当部門のヒアリングの際は、自己評価時にチェックリストの「自己評価結果の根拠」で示された資料、その他参考になると思われる資料等を事前にヒアリングの場所に用意しておいてください。
- 現場確認でのヒアリングは、事前に関係者に連絡をしておいてください。
- 対象事業場の企業関係者以外のオブザーバー参加は、ご遠慮ください。

【専門家による評価結果】

専門家は、1次評価の結果について、その概要を説明します。その際、

(1) 評価基準を満たしている場合

その旨を告げ、次のステップである2次評価（委員会での判定）の予定等についてお知らせします。

(2) 評価基準を満たしていない場合（自力で改善）

後日、対象事業場の担当者あてに改善項目を通知することをお知らせします。同通知に記載されている事項について改善し、改善報告書を指定された日までに専門家に提出してください。

改善報告書が提出され、評価基準を満たしていない事項が是正されたとき、専門家が確認した場合には、1次評価の結果に反映させ、委員会の判定に進みます。

(3) 評価基準を満たしていない場合（オプションを利用）

後日、対象事業場の担当者あてに改善項目を通知することをお知らせします。同通知に記載されている事項について改善を実施するに当たって、オプションの技術指導を活用される場合は、その旨を専門家に連絡してください。改善に向けての指導について、別途、日程を決めて指導します。

技術指導に基づいた改善報告書が提出された場合には、1次評価の結果に反映させ、委員会の判定に進みます。

なお、基本コースで申込みをされていた場合であっても、技術指導を活用したい場合は、オプションコースに変更することが可能ですので、地区センターの専門家又は事務担当者にご相談ください。

【1次評価（実地調査）】 標準日程

時 間	内 容	出席者	備 考
9:45 ～ 10:00	オープニングミーティング ・挨拶 ・中小評価の説明（専門家） ・事業場概要説明	社長・工場長 安全衛生担当者	
10:00 ～ 10:30	・トップインタビュー	社長・工場長	
10:30 ～ 12:00	・安全衛生担当部門のヒアリング （評価基準）	安全衛生担当者	チェックリスト（評価基準用）で確認する。
12:00 ～ 13:00	休 憩		
13:00 ～ 14:00	・安全衛生担当部門のヒアリング （レベル評価）	安全衛生担当者	チェックリスト（レベル評価用）で確認する。
14:00 ～ 15:00	・現場確認 （視察・ヒアリング）	安全衛生担当者	
15:00 ～ 15:15	・1次評価結果のまとめ		専門家が結果概要をまとめる。
15:15 ～ 15:45	・講 評 ・終了時挨拶	社長・工場長 安全衛生担当者	1次評価の結果について概略の説明を行う。

V 2次評価(委員会での判定)と登録・公表

【委員会の審査・判定】

地区センターは、専門家から1次評価による評価結果の提出を受け、委員会に1次評価が適正に行われたかについての審査及び対象事業場に係る登録の可否についての判定を付議します。同委員会の委員は、地区センターの安全衛生の専門家により構成されています。

【登録及び公表】

委員会において登録が適切と判定したときは、中災防は登録事業場として登録事業場名簿に登録します(登録日は、登録事業場名簿に登録された日とします。)。登録の有効期間は、登録日から起算して3年です。登録事業場名簿の登録事項は次のとおりです。

- ア 登録番号
- イ 登録日
- ウ 登録の有効期限(登録日から起算して3年を経過する日)
- エ 事業場の名称
- オ 事業場の所在地
- カ 評価を実施した地区センターの名称

登録事業場には、登録した旨の通知と、併せて評価結果に関する報告書、登録証、評価及び登録等に係る請求書を送付します。

なお、登録事業場名簿については、登録後直ちに中災防ホームページ等で随時、更新して公表します。中災防ホームページでは、登録事業場一覧の事業場名に登録事業場(企業)のホームページへのリンクを張ることも可能です。

また、委員会が登録をしないこととした場合は、その理由を付した通知と、併せて評価結果に関する報告書と1次評価までの料金等の請求書を送付します。

【報告書】

報告書には、安全衛生水準の向上を図る上で改善することが望ましい事項、今後、取組が望まれる事項等についての専門家のコメントを記載していますので、今後の安全衛生活動の運用、見直し等の際の参考としてください。

なお、定期調査及び3年後のチャレンジ評価時には、専門家がこれらの事項を中心に、改善が実施されたか、安全衛生活動がレベルアップしているか等を確認します。

(様式第6号の1)の別添

(例)

平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社 △△工場長 殿

中央労働災害防止協会

〇〇安全衛生サービスセンター

中小規模事業場労働安全衛生評価 結果報告書

- 1. 事業場名 〇〇〇〇株式会社 △△工場
- 2. 所在地
- 3. 1次評価実施日 平成 年 月 日
- 4. 専門家氏名 中央 太郎
- 5. 技術指導実施日(1回目) 平成 年 月 日
技術指導実施日(2回目) 平成 年 月 日

*オプションコースをお申込みの場合で、登録時までに行った技術指導の実施日を記載します。

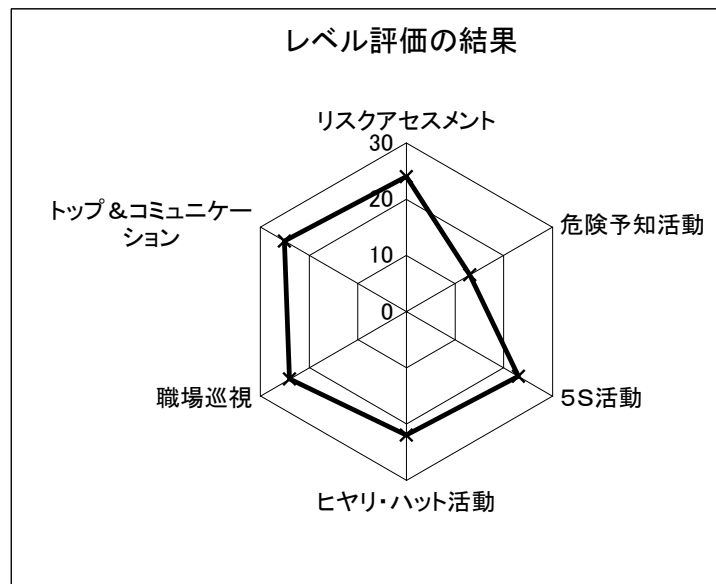
6. 評価結果

(1) 総合評価 すべて項目について評価基準に達していると評価します。

(2) レベル評価 レベル評価チェックリストに基づき、その結果をレーダーチャートでお示しています。表示された図形(太い実線)が外側に大きいほど活動のレベルが高い状況にあります。

項目	点数
① リスクアセスメント	24
② 危険予知活動	13
③ 5S活動	23
④ ヒヤリ・ハット活動	22
⑤ 職場巡視	24
⑥ トップ&コミュニケーション	25
合計	131

*レベル評価は各項目30点満点です。



7. 評価結果に対する改善のポイント

評価結果について、次のとおり改善のポイントを挙げます。ぜひこれらを参考に、今後の安全衛生活動に取り組まれますようお願いいたします。

(1) 10の評価項目について

項 目	改善のポイント
①経営トップによる安全衛生方針の表明	工場長は「安全衛生方針」を表明し、職場での掲示等で従業員に周知していました。 他社事例として、前年度の活動の見直し結果に基づいて、期が変わる年度初めに再周知として方針を表明する例がありますので、ご参考として下さい。
②安全衛生管理体制の整備	安全管理者、衛生管理者、産業医は選任されていました。安全衛生委員会も毎月開催され、工場長も出席しています。 他社事例として、安全衛生委員会の構成委員について、労働安全衛生法第19条に基づき、「安全衛生管理規程」に具体的に規定している例がありますので、ご参考として下さい。
③労働安全衛生法の遵守	安全衛生法令の実施事項については、親会社により毎年調査されており、そのとき使用した一覧表にまとめられていました。健康診断、作業環境測定、定期自主検査等は、計画に盛り込んで実施し、その結果記録は保存されていました。 他社事例として、安全衛生法令の一覧表を作成し、それに基づき各部署で該当する法令の実施事項を取りまとめる例がありますので、ご参考として下さい。
④リスクアセスメントの実施及びリスク低減措置の決定等	リスクアセスメント実施要領を作成し、それに基づいて小集団活動で取り組んでいます。 他社事例として、次の点に留意して、従業員に再教育している例がありますので、ご参考として下さい。 ・危険・有害性については、怪我の種類、身体の負傷部位まで特定する。 ・ハード対策(本質的対策、工学的対策)の実施について、まず検討する。 ・残留リスクへの対応について徹底する。
⑤安全衛生活動の実施状況	事業場の安全衛生管理計画表、部署の安全衛生活動計画書、年主要行事計画表が作成されており、それらの計画には、リスクアセスメント、法令の実施事項、日常的な安全衛生活動(3S、安全衛生パトロール等)が盛り込まれ、目標、担当者も記述されました。また、各職場から毎月、活動報告させていました。 他社事例として、次の点について実施している例がありますので、ご参考として下さい。 ・トップの安全衛生方針を踏まえて事業場の安全衛生計画を作成し、また、事業場の計画を踏まえて部署の計画を作成する。(事業場の計画と部署の計画の様式を合わせる。) ・安全衛生計画の作成に当たっては、安全衛生委員会等で従業員の意見を反映する。 ・計画の各活動項目に、実施目標(実施回数、件数等)、達成目標(活動1年後の到達点)をできるだけ多く設定する。 ・計画書に計画の実施状況を確認するフォロー者の欄を設定する。 ・四半期に目標に対する達成状況について確認し、その結果を計画書に記述する(4半期ごとの評価コメント)。

【登録証】

中災防は、登録事業場に、登録事業場名簿に登録されたことを証する登録証（日本語1部）を交付します。

2部以上の交付を希望する場合には「中小規模事業場労働安全衛生評価登録証交付申請書」（様式第21号。49頁）を地区センターに提出してください。この場合は、有料となります。また、登録証は、1枚ごとに登録証発行番号が記載されますので、コピーして使用する場合には、上方右端に「非管理版」の表示をしてください。

なお、次のいずれかに該当することとなった場合には、登録証を地区センターにご返却ください。

- (1) 登録取消しの通知を受けたとき
- (2) 登録事項の変更により登録証が再交付されたとき

【中小規模事業場労働安全衛生評価登録マークの使用】

登録事業場は、下図の中小規模事業場労働安全衛生評価登録マーク（以下「評価登録マーク」）を使用することができます。評価登録マークは、定められた配色（カラー又はモノクロ）で使用してください。



カラー（DIC2561（Y100%、C100%））



モノクロ（K75%）

ただし、次のいずれかに該当する使用は禁止とし、また、評価登録マークの使用に関する権利を第三者に譲渡、提供若しくは転貸、又は代理使用を許諾することもできません。

- (1) 中災防の信用若しくは品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
- (4) 評価登録マークの使用によって誤認又は混同を生じさせ、又は生じさせるおそれのあるとき

VI 定期調査、登録事項の変更、登録の取消し

【定期調査】

登録事業場は、初回の登録から概ね1年後、定期調査として専門家の調査を必ず受けていただきます。

この定期調査は、登録後1年間の安全衛生活動の実施状況について適切に実施されているか、評価結果に関する報告書に記載された改善事項などが実施されたか等を専門家が調査します。

定期調査報告書（例）

一部抜粋

別添1 10の評価項目について 1次評価の改善のポイントに対する対応状況/更に良くするための改善のポイント

項目	1次評価の改善のポイント 内容	対応状況/更に良くするための改善のポイント	1次評価時との比較
① 経営トップによる安全衛生方針の表明	工場長は「安全衛生方針」を表明し、職場での掲示等で従業員に周知していました。 他社事例として、前年度の活動の見直し結果に基づいて、期が変わる年度初めに再周知として方針を表明する例がありますので、ご参考として下さい。	前年度の活動結果を踏まえて、方針の見直しが行われたことを確認しました。その結果、今年度も内容を継続するとの結論になっています。 他社事例として、このような見直しの時の記録（社長のコメント、指示等）を残している例がありますので、ご参考として下さい。	↑
② 安全衛生管理体制の整備	安全管理者、衛生管理者、産業医は選任されていました。安全衛生委員会も毎月開催され、工場長も出席しています。 他社事例として、安全衛生委員会の構成委員について、労働安全衛生法第19条に基づき、「安全衛生管理規程」に具体的に規定している例がありますので、ご参考として下さい。	安全管理者の届出を確認しました。また、委員会も構成が変更した形で実施されていました。トップも積極的に参加して行われているようです。今後も継続されることを期待いたします。	↑
③ 労働安全衛生法の遵守	安全衛生法令の実施事項については、親会社により毎年調査されており、そのとき使用した一覧表にまとめられていました。健康診断、作業環境測定、定期自主検査等は、計画に盛り込んで実施し、その結果記録は保存されていました。 他社事例として、安全衛生法令の一覧表を作成し、それに基づき各部署で該当する法令の実施事項を取りまとめる例がありますので、ご参考として下さい。	関係法令事項一覧表が運用されていました。 他社事例として、工場に適用される関係法令、部署ごとに適用される関係法令を整理している例、また、関係法令事項一覧表への追加や見直しは、誰が、どのように行うかのルールを定めている例がありますので、ご参考として下さい。	→
④ リスクアセスメントの実施及びリスク低減措置の決定等	リスクアセスメント実施要領を作成し、それに基づいて小集団活動で取り組んでいます。 他社事例として、次の点に留意して、従業員に再教育している例がありますので、ご参考として下さい。 ・危険・有害性については、怪我の種類、身体の負傷部位まで特定する。 ・ハード対策（本質的対策、工学的対策）の実施について、まず検討する。 ・残留リスクへの対応について徹底する。	リスクアセスメントの実施要領書が作成されていました。一方、職場会議等の機会を設けて、リスク情報を確認することは実施していないとのことでした。 他社事例として、リスクアセスメントの結果をもとに職場の全員への残留リスク等の周知をしている例がありますので、ご参考として下さい。	↑

注)「1次評価時との比較」欄の記号は、1次評価時の当該活動と比較した状況が「↑：向上」「→：維持」「↓：低下」したことを示す。

【随時の報告・届出】

(1) 労働災害発生報告

登録事業場は、死亡災害、重大な労働災害（一時に3人以上の死傷者・り病者を伴う災害）が発生した場合には、速やかに、「死亡労働災害等報告書」（様式第12号。45頁）により、地区センターに報告してください。

(2) 事業場の廃止の届出

登録事業場が廃止されるときは、速やかに、「中小規模事業場労働安全衛生評価登録事業場 廃止届」（様式第13号。46頁）により、地区センターに届け出てください。

(3) 欠格事項該当の届出

登録事業場が9頁の欠格事項に該当することとなったときは、速やかに、「中小規模事業場労働安全衛生評価登録事業場 欠格事項該当届」（様式第14号。47頁）により、地区センターに届け出てください。

【再調査】

地区センターは、登録事業場が次のいずれかに該当する場合には、安全衛生活動の実施状況について再調査を行います。

- (1) 登録事業場に係る登録又は登録の更新に際して9頁の欠格事項に反して評価を行った疑いがあるとき。
- (2) 登録事業場が登録又は登録の更新を受ける前の1次評価に際して専門家に対して行った説明に誤りがあったことが判明したとき。
- (3) 定期調査の結果から、登録事業場における安全衛生活動が評価基準を満たしていない疑いがあると思料されるとき。
- (4) 登録事業場において労働災害発生報告の対象となる重大な労働災害が発生したとき。
- (5) 重大な社会的影響を及ぼしたと認められる事故の発生に関する情報その他の情報から、登録事業場における安全衛生活動が評価基準を満たしていない疑いがあると思料されるとき。

再調査は専門家が行い、その結果を委員会に報告します。なお、再調査の過程で評価基準を満たしていないことが見つかった場合であって、3月以内に是正されたときは、調査結果に反映させることができます。

委員会が登録を取り消す必要があると判定したときは、登録の取消しを行います。

なお、この再調査にかかる費用は、地区センターが負担します。

【登録の失効】

次のいずれかの場合には、登録の効力を失います。

- (1) 登録事業場が廃止されたとき
- (2) 登録事業場から登録を辞退する旨の書面による申出があったとき
- (3) 登録の有効期間がチャレンジ評価を受けることなく満了したとき

【登録の取消し】

前述の再調査の結果により登録を取り消す場合のほか、登録事業場が次のいずれかに該当するときは、委員会の同意を得て、登録の取消しを行います。

- (1) 9頁の欠格事項のいずれかに該当するに至ったとき
- (2) 1次評価に際して専門家に対して虚偽の説明をしたとき
- (3) 定期調査の実施を正当な理由なく拒否したとき及び随時の報告（労働災害発生報告）を怠ったとき又は当該報告において虚偽の記載をしたとき

- (4) 再調査を正当な理由なく拒否したとき又は再調査に際して専門家に対して虚偽の説明が判明したとき

地区センターは、登録を取り消したときは、書面により登録事業場に通知します。

【登録事項の変更】

登録事業場は、次の事項に変更があった場合は、速やかに「中小規模事業場労働安全衛生評価登録事業場 登録事項変更届」（様式第 16 号。48 頁）に説明資料等を添付して地区センターに提出してください。

- (1) 事業場名
- (2) 所在地

変更届が提出されたときは、登録事業場名簿に記載されている登録事項を変更します。

登録事項を変更したとき、希望により登録証を有料で交付します。

【チャレンジ評価についての通知】

地区センターは、登録の有効期間が満了する日の6か月前までに、登録事業場に対してメール等によりチャレンジ評価についての通知をします。

【チャレンジ評価の申請及び受理】

チャレンジ評価を希望される登録事業場は、登録の有効期間が満了する日の3か月前までに、「中小規模事業場労働安全衛生評価（チャレンジ評価） 申込書」（様式第7号の1。44頁）を地区センターに提出してください。

地区センターは、申込書の受領から1～2週間程度が経過するまでの間に、1次評価を担当する専門家の氏名を記した申込請書を、対象事業場に送付します。

もし、登録事業場がチャレンジ評価を登録の有効期間が満了する日の6か月前より前に実施したい場合（事業場の安全衛生活動のレベルアップを早く確認したい）も、申込みは可能です。

ただし、その場合には登録の更新後の有効期間の起算日が、登録を更新した日となります。

【チャレンジ評価の実施】

チャレンジ評価の流れは、初回評価の場合と同様です（オプションコースがなくなります）。専門家が登録事業場における安全衛生活動の実施状況が評価基準を満たしているかを評価します。

専門家による1次評価（概ね登録の有効期間が満了する日の2か月前までに1次評価が完了できるように、日程を調整します。）の後、委員会に1次評価が適正に行われたかについての審査及び対象事業場に係る登録の可否についての判定を付議します。委員会が、安全衛生活動の実施状況が評価基準を満たしており登録の更新をしてよいと判定したときは、中災防として登録の更新を行います。

【登録の更新】

登録の更新日は、登録事業場名簿の登録を更新した日となり、更新後の登録の有効期間は前回の登録の有効期限の翌日から起算して3年となります。ただし、上記で述べたように、更新後の有効期間の起算日を特別に早めた場合には、その起算日から3年となります。なお、登録証に記載する登録日は、初回評価の登録日のままで変わりません。

登録の更新をした登録事業場には、登録を更新した旨の通知と、併せて評価結果に関する報告書、登録証、評価及び登録等に係る請求書を送付します。



VIII 異議申立て

【異議申立てとは】

地区センターが実施した評価の決定、登録の取消しなど中小評価に関して中災防が行った処分に不服がある者は、中災防に対し、異議申立てをすることができます。

中災防は、異議申立てを受理したときは、異議申立て処理委員会を設置し、その意見に基づき、当該異議申立てに対する決定を行います。

異議申立ての受理及び処理に関する業務は、中災防の技術支援部長が行います。

【異議申立ての方法】

異議申立ては、次の事項を記載した書面を異議申立てに係り処分を行った地区センターに提出することにより行わなければなりません。

- (1) 異議申立人の氏名、住所及び異議申立てに係る事業場（異議申立て事業場）との関係
- (2) 異議申立て事業場の名称、所在地並びに事業者の職名及び氏名
- (3) 異議申立てに係る中災防の処分を知った年月日
- (4) 異議申立ての趣旨及び理由
- (5) 異議申立ての年月日

なお、異議申立てをする場合は、中災防の処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません。

【異議申立ての受理】

技術支援部長は、異議申立てが上記に従って有効に行われたものであるときはこれを受理し、その旨を書面により異議申立人及び異議申立て事業場に通知します。

【異議申立ての処理に関する調査・審議】

技術支援部長は、異議申立て処理委員会を設置します。

技術支援部長は、異議申立ての処理に必要な事項を専門家（処分にかかわった者を除く）に調査させます。専門家は、異議申立て事業場の調査等を行い、調査の結果及び処分の変更を行う必要の有無についての意見を取りまとめた報告書を作成します。

同委員会は上記の報告書を参考として、異議申立てに正当な理由があるか否かを審議の上、意見を取りまとめ、技術支援部長に提出します。

【異議申立てに対する決定】

技術支援部長は、異議申立て処理委員会の意見に基づき、異議申立てに対する決定を行います。異議申立てに正当な理由があると認めるときは、中災防として処分の変更を行います。

技術支援部長は、上記の決定について、書面により異議申立人及び異議申立て事業場に通知します（受理日から3か月以内）。

【異議申立てに係る費用の徴収】

中災防は、異議申立てに正当な理由がないと認めるときは、上記の異議申立て事業場の調査に要した費用を異議申立人に請求します。

IX 料 金

【中小評価の料金】

中小評価に係る料金は、次のとおりです。

(1) 初回評価料

初回評価では、ご希望のコース（①または②）の料金に③の定期調査の料金が加算されます。

なお初回評価では、同一企業で複数の事業場をまとめて申込みされる場合、割引料金でご利用いただけます。また、これまでに登録または申込みをされた事業場と同一企業の事業場からの申込みの場合も、割引料金となります。

① 基本コース

＜正規料金＞

（消費税 10%込み）

業務の種類	一 般	賛 助 会 員
一 次 評 価	264,000円	236,500円
登 録	11,000円	11,000円
合 計	275,000円	247,500円

*このほか、登録 1 年後に実施する「③定期調査料」の正規料金が加算されます。

＜複数事業場申込み割引料金＞

（消費税 10%込み）

業務の種類	一 般	賛 助 会 員
一 次 評 価	236,500円	211,750円
登 録	11,000円	11,000円
合 計	247,500円	222,750円

*このほか、登録 1 年後に実施する「③定期調査料」の複数事業場申込み割引料金が加算されます。

② オプションコース

＜正規料金＞

（消費税 10%込み）

業務の種類	一 般	賛 助 会 員
一 次 評 価	264,000円	236,500円
登 録	11,000円	11,000円
技 術 指 導 (2回まで)	各55,000円	各49,500円
合 計	385,000円	346,500円

*このほか、登録 1 年後に実施する「③定期調査料」の正規料金が加算されます。

＜複数事業場申込み割引料金＞ (消費税 10%込み)

業務の種類	一 般	賛 助 会 員
一 次 評 価	236,500円	211,750円
登 録	11,000円	11,000円
技 術 指 導 (2回まで)	各49,500円	各44,550円
合 計	346,500円	311,850円

*このほか、登録1年後に実施する「③定期調査料」の複数事業場申込み割引料金が加算されます。

③ 定期調査料

初回の登録から概ね1年後の定期調査に係る料金は、次のとおりです。

定期調査料は、本調査実施後にご請求いたします。

＜正規料金＞ (消費税 10%込み)

業務の種類	一 般	賛 助 会 員
定 期 調 査	55,000円	49,500円

＜複数事業場申込み割引料金＞ (消費税 10%込み)

業務の種類	一 般	賛 助 会 員
定 期 調 査	49,500円	44,550円

(2) チャレンジ評価料

(消費税 10%込み)

業務の種類	一 般	賛 助 会 員
一 次 評 価	209,000円	187,000円
登 録	11,000円	11,000円
合 計	220,000円	198,000円

- ・ 料金には、消費税及び地方消費税に相当する額を加算しています。

【交通費等】

専門家1名が、対象事業場の所在地までの往復に要した交通費及び宿泊費が必要となります。

ただし、対象事業場が交通手段等を提供する場合は、その部分の交通費等は含みません。なお、同交通費等の算定は、中災防旅費規程に基づきます。

専門家は、19頁の1次評価の標準日程の場合、基本的に開始時間の15～30分前までに到着するため、必要に応じて前日は対象事業場の所在地近くで宿泊します。

【登録証発行手数料】

- (1) 登録証追加発行手数料
1枚につき、 3,300円 (消費税10%込み)

- (2) 登録事業場の名称変更等に伴う登録証発行手数料
1枚につき、 3,300円 (消費税10%込み)



X 中小規模事業場労働安全衛生評価基準の解説

1 経営トップによる安全衛生方針の表明

- (1) 経営トップが、従業員に対し、安全衛生方針（経営トップ自らの安全衛生の基本的な考え方をいう。以下同じ。）を署名入り文書で作成していること。

安全衛生方針は、文書で表明していることが必要です。なお、名称は、安全衛生方針に限るものではありません。

安全衛生方針は、トップの安全衛生に対する基本的な考え方を示すもので、事業場としての安全衛生に関する姿勢を社内外に公表するという性格を持っています。

- (2) 安全衛生方針に、次の事項が含まれていること。

ア 労働災害の発生防止をするという決意

表現は問いませんが、労働災害の発生を防止する旨の考えが記述されていることが必要です。例えば、「労働災害を防止する」、「労働災害ゼロ」、「リスクを低減する」等です。

イ リスクアセスメント、危険予知活動、5S（2S、3S、4Sも可。以下同じ。）活動をはじめとする安全衛生活動を進めること。

表現は問いませんが、基準に示したような安全衛生活動を実施する旨の考え方が記述されていることが必要です。なお、基準に示した以外の活動としては、「ヒヤリハット活動」、「職場巡視（安全パトロール）」、「安全衛生改善提案活動」等があります。

ウ 経営トップ以下従業員参加で安全衛生活動を実施すること。

表現は問いませんが、従業員とともに安全衛生活動を実施する旨の考え方が記述されていることが必要です。例えば、「従業員と一緒に安全衛生活動を実施する」、「従業員の意見を取り入れて安全衛生活動を実施する」等です。

- (3) 安全衛生方針は、配布、掲示、電子メール等の方法により従業員に周知されていること。

周知の方法は問いませんが、従業員（派遣社員、パート、アルバイトを含む。）に周知していることが必要です。

2 安全衛生管理体制の整備

- (1) 労働安全衛生法の規定に基づく法定の管理者等（例：安全管理者、衛生管理者、産業医など）を選任していること。

労働安全衛生法の規定に基づく法定の管理者等（例：安全管理者、衛生管理者、産業医など）を選任されていることが所轄の労働基準監督署への報告等、記録や資料で確認できることが必要です。

- (2) 安全衛生（衛生）委員会が設置され、毎月開催されていること。

従業員が50人以上の場合は、安全衛生（衛生）委員会が設置されていること、50人未満の場合でも、従業員の意見を聴く場を設けていることが必要です。なお、開催状況は議事録で確認します。

3 労働安全衛生法の遵守

労働安全衛生法令に基づき実施すべき事項が実施されていること。

当該事業場において労働安全衛生法令に基づき実施すべき事項が実施されていることが必要です。特に「作業主任者の選任」、「安全衛生教育（特別教育等の法定教育）」、「作業環境測定」、「健康診断」、「定期自主検査」に関する事項は、労働災害の防止のための具体的事項として重要です。

4 リスクアセスメントの実施及びリスク低減措置の決定等

- (1) 厚生労働省指針に基づきリスクアセスメントを実施していること。

実施しているリスクアセスメントの方法（リスクの見積り方法）が、「ケガの重大性」と「ケガの発生する可能性」の少なくとも2つの要素の組み合わせで行われていることが必要です。

なお、これらの2つの組み合わせによる見積り方法には、それぞれの要素の見積りを表に当てはめるマトリックス法や見積りを数値で表す点数方式等があります。

- (2) (1)の実施に当たって、リスクが高いと考えられる作業について実施していること。

リスクが高いと想定される作業から優先的にリスクアセスメントの対象としていることが必要です。

過去に災害のあった作業や重大ヒヤリ・ハットが発生した作業等がその対象として考えられます。

(3) (1)の実施に当たって、作業に従事する作業者が参加していること。

何らかの形で現場の作業者がリスクアセスメントの実施に参加していることが必要です。例えば、管理監督者が作業者の意見を聴いて実施している等です。

(4) リスクアセスメントの結果に基づき、リスク低減措置を行っていること。

リスクアセスメントの結果、何らかのリスク低減措置が実施されていることが必要です。

リスク低減措置には、①作業の廃止、変更などの本質的対策、②安全防護対策等の工学的対策、③作業手順書の整備、安全衛生教育等の管理的対策、④個人用保護具等の使用などがあります。

より上位の措置の実施が望まれます。

(5) 残留リスクの内容と対処方法が、掲示などの方法により、従業員に周知されていること。

何らかの形で残留リスク（低減措置を実施した後に残るリスク）の内容とその対処方法が従業員に知らされていることが必要です。

例えば、リスクアセスメントの実施記録を現場に掲示したり、作業手順書に記載したり、従業員への教育等があります。

5 安全衛生活動の実施状況

(1) 安全衛生計画が作成されていること。

様式は問いませんが、事業場として安全衛生計画が作成されていることが必要です。

なお、内容等については、以下の項目で確認します。

(2) 安全衛生計画には、次の事項が含まれていること。

ア 1年間で達成したい安全衛生目標

安全衛生計画の期間中に実現したい状況を安全衛生目標として具体的に設定していることが必要です。

例えば、「はさまれ、巻き込まれ危険作業の10工程全てについてリスクアセスメントを実施する」、「KY教育を全従業員に実施する」等です。このように評価できる値(例の場合、10工程、全従業員)を入れ込むとより具体的な目標になります。

イ リスクアセスメントの実施及びリスク低減措置の決定並びにその実施時期

リスクアセスメントを実施することやリスクアセスメントの結果から

実施すべき事項の実施が実施時期も含めて計画に盛り込まれていることが必要です。

ウ 労働安全衛生法令、社内安全衛生規程等に基づいて実施する事項（例：作業環境測定、健康診断、定期自主検査等）及びその実施時期

法令や社内規程において、当該事業場が実施すべき事項とその実施時期（スケジュール）が安全衛生計画に盛り込まれていることが必要です。

エ 次の日常的な安全衛生活動のいずれかの実施

- (ア) 危険予知活動
- (イ) 5 S 活動
- (ウ) ヒヤリ・ハット活動
- (エ) 職場巡視
- (オ) 安全衛生改善提案活動
- (カ) 健康づくり活動

危険予知活動、5 S 活動、ヒヤリ・ハット活動、安全衛生改善提案活動、健康づくり活動（メンタルヘルスケアを含む）等の日常的な安全衛生活動又はこれらを統合した活動の実施を安全衛生計画に盛り込むことが必要です。これらの活動のうち一部のものだけを盛り込んでいても、あるいは安全衛生計画とは別にこれらの個別の活動計画等を定めていても差し支えありません。

オ 法定の安全衛生教育（例：雇入れ時の教育、新任職長教育等）の内容及びその実施時期

安全衛生計画に安全衛生教育の実施に係る事項が盛り込まれていることが必要です。別に安全衛生教育計画を作成して、そこに記載しているということでも差し支えありません。

カ 実施事項の担当部署又は担当者

安全衛生計画に実施事項の担当部署又は担当者が記載されていることが必要です。

(3) 安全衛生計画は、職場への掲示等により従業員に周知されていること。

何らかの形で安全衛生計画の内容が従業員に知らされていることが必要です。

例えば、計画の掲示、回覧、個人への配付、社内 LAN 等の方法があります。

(4) 安全衛生計画の実施状況が確認されていること。

安全衛生計画の実施状況が確認されていることが必要です。この場合、安全衛生委員会等の従業員の意見も反映できる場面であることも必要です。

(5) (4)で問題点があれば、改善されていること。

安全衛生計画の実施状況に問題点があれば、その改善に向けた検討が行われていること、もしくは改善策の実施が必要です。

(6) (2)エの日常的な安全衛生活動が従業員参加により実施されていること。

安全衛生計画に盛り込まれた上記(2)エの活動が実施されていることが必要です。また、実施においては、従業員が参加していることも必要です。

6 緊急事態への対応

火災や地震などの緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置として、次のようなことが定められていること。

ア 消火、避難及び救護の方法

あらかじめ定めている消火方法、避難方法・経路・場所、救護等について確認できることが必要です。

イ 消火設備、避難設備及び救助機材の配備

あらかじめ備えている消火設備、避難設備、救助機材の配備図等について確認できることが必要です。

ウ 緊急連絡先の設定

緊急事態発生時の緊急連絡先が設定されていることが必要です。

7 労働災害発生原因の調査等

労働災害、事故等が発生した場合には、これらの原因の調査及び対策が実施されていること。

労働災害、事故等が発生した場合には、これらの原因の調査及び対策が実施されていることが必要です。なお、法令(労働安全衛生規則第96条、第97条)に該当する事故や労働災害の場合、労働基準監督署への事故報告、労働者死傷病報告が行われていることも必要です。

8 経営トップによる見直し

少なくとも1年以内に1回、経営トップによる安全衛生管理活動の全般的な見直しが行われていること。

トップ自らが労働安全衛生活動の全般的な見直しを行い、その改善等の指示を行っているか、もしくは、安全衛生スタッフ等が検討した結果を確認し、改善等の指示を出していることが必要です。

9 安全衛生活動の記録

次の事項が紙、電子媒体等で記録され、保存されていること。

ア リスクアセスメントの実施及び対策の記録

様式は問いませんが、リスクアセスメントの実施について何らかの記録が確認できることが必要です。

イ 法定の実施事項の記録（例：作業環境測定、健康診断、定期自主検査等）

法定の実施事項の実施が記録で確認できることが必要です。

なお、例についての記録は、次の条文で規定されています。

- ・ 作業環境測定：労働安全衛生法 第65条
- ・ 健康診断：労働安全衛生法 第66条の3
- ・ 定期自主検査：労働安全衛生法 第45条

ウ 日常的な安全衛生活動の実施記録

様式は問いませんが、5（2）エの日常的な安全衛生活動の実施状況について、何らかの記録が確認できることが必要です。

エ 法定の安全衛生教育（例：雇入れ時の教育、新任職長教育等）の記録

法定の安全衛生教育について、その実施の記録が確認できることが必要です。

法令では、「特別教育」の記録について労働安全衛生規則第38条に規定があります。その他の教育については、法令での定めはありません。しかし、安全衛生管理を進めていく上で教育の記録は重要です。

10 安全衛生管理活動の運用による効果

(1) 安全衛生管理活動により、安全衛生方針の実現、安全衛生目標の達成など、先の評価時又は前年に比べ、安全衛生水準の向上が見られること。

安全衛生管理活動により、安全衛生方針の実現、安全衛生目標の達成など、

先の評価時（or 前年）に比べ、安全衛生水準の向上が見られることが必要です。

その他、向上を確認する指標の例としては、「KY 活動が毎朝行われるようになった」、「ヒヤリ・ハットの提出件数が増えた」、「指差呼称が自主的に実施できるようになった」等、安全衛生活動の具体的なレベルアップがあります。

(2) 安全衛生を経営と一体化することができ経営トップの指揮のもとに安全衛生活動が推進されていること。

トップの指揮のもと安全衛生が進められていることがわかる具体例をあげてもらうことが必要です。

例えば、「トップ自ら安全衛生計画の作成、実施、評価、改善に関与している」、「リスクの低減措置の実施をトップ自ら指揮している」等です。

(様式第1号の1)

申込日	
-----	--

中小規模事業場労働安全衛生評価 申込書

(評価組織名)

企業名(事業場名) _____
事業場の長 役職・氏名 _____ ㊞

中小規模事業場労働安全衛生評価を以下のとおり申し込みいたします。
なお、本評価を受けるに当たっての欠格事項に該当しないことを申し添えます。

対象事業場名			
所在地	〒 -		
連絡窓口	担当部課:		
	役職・氏名:		
	TEL:	FAX:	
	E-mail:		
業種	(業種名)	労働者数	人
会員	会員 (会員番号:)	一般	(どちらかに○を付けてください)
コース選択	基本コース	オプションコース(技術指導2回を含む)	(どちらかに○を付けてください)
事業の内容	(会社案内等 事業場の概要の分かる資料等を必ず添付してください。)		

ご記入いただきました個人・企業情報につきましては、当協会が責任を持って保管し、中小規模事業場労働安全衛生評価事業の的確な実施(連絡、運営、後日の問い合わせ対応等)のためにのみ利用させていただきます。

(様式第2号の1)

届出日	
-----	--

中小規模事業場労働安全衛生評価 申込取下げ届

(評価組織名)

企業名(事業場名)

事業場の長 役職・氏名

④

中小規模事業場労働安全衛生評価の申込を以下の理由で取り下げます。

取 下 げ 理 由	
-----------------------	--

ご記入いただきました個人・企業情報につきましては、当協会が責任を持って保管し、中小規模事業場労働安全衛生評価事業の的確な実施(連絡、運営、後日の問い合わせ対応等)のためにのみ利用させていただきます。

(様式第7号の1)

申込日	
-----	--

中小規模事業場労働安全衛生評価(チャレンジ評価) 申込書

(評価組織名)

企業名(事業場名) _____
事業場の長 役職・氏名 _____ ④

中小規模事業場労働安全衛生評価(チャレンジ評価)を以下のとおり申し込みいたします。

なお、本評価を受けるに当たっての欠格事項に該当しないことを申し添えます。

希望コース	アドバンスコース	マネジメントシステム初期判定コース	安全衛生優良企業公表制度コース
	(いずれか1つに○を付けてください)		
対象事業場名			
所在地	〒 -		
連絡窓口	担当部課:		
	役職・氏名:		
	TEL:	FAX:	
	E-mail:		
登録番号	-	労働者数	人
会員	会員 (会員番号:)	一般	(どちらかに○を付けてください)
事業の内容	(会社案内等 事業場の概要の分かる資料等を必ず添付してください。)		

ご記入いただきました個人・企業情報につきましては、当協会が責任を持って保管し、中小規模事業場労働安全衛生評価事業の確かな実施(連絡、運営、後日の問い合わせ対応等)のためにのみ利用させていただきます。

(様式第12号)

死亡労働災害等報告書

届出日

中央労働災害防止協会

安全衛生サービスセンター所長 殿

企業名(事業場名)
事業場の長 役職・氏名

印

労働災害(死亡労働災害、一時に3人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害)の発生状況について以下のとおり報告いたします。

発生日時	平成	年	月	日	時	分
区分	死亡	休業4日以上	休業1~3日以上	その他被災者	計	
被災労働者	人	人	人	人	人	
被災の場所	都道府県					

災害発生状況及び原因	略	凶	(被害状況を図示してください。)
------------	---	---	------------------

被災者							
※区分の欄は、直轄労働者の場合:直轄、派遣労働者の場合:派遣、構内協力会社の場合:協力の ように記入する							
性別	年齢	区分(※)	職種	経験年数	傷病名	傷病の部位	休業見込日数又は死亡日時
	才			年			
	才			年			
	才			年			
	才			年			
	才			年			

報告書作成者職氏名

作成年月日

平成

年

月

日

登録番号

-

-

備考:1 1件の労働災害ごとにそれぞれ報告書を作成してください。

2 「経験年数」の欄には、当該職種についての経験年数を記入してください。

3 「災害発生状況及び原因」及び「略凶」欄に記入しきれない場合には別紙に記載して添付してください。

ご記入いただきました個人・企業情報につきましては、当協会が責任を持って保管し、中小規模事業場労働安全衛生評価事業の確な実施(連絡、運営、後日の問い合わせ対応等)のためにのみ利用させていただきます。

(様式第13号)

届出日	
-----	--

中小規模事業場労働安全衛生評価登録事業場 廃止届

(評価組織名)

企業名(事業場名) _____

事業場の長 役職・氏名 _____

④

下記の理由により、中小規模事業場労働安全衛生評価登録事業場の廃止を届け出ます。

登録番号	-	-
------	---	---

廃止理由	
------	--

なお、廃止に関する説明資料は別添のとおり。

ご記入いただきました個人・企業情報につきましては、当協会が責任を持って保管し、中小規模事業場労働安全衛生評価事業の的確な実施(連絡、運営、後日の問い合わせ対応等)のためにのみ利用させていただきます。

(様式第14号)

届出日

中小規模事業場労働安全衛生評価登録事業場 欠格事項該当届

(評価組織名)

企業名(事業場名)

事業場の長 役職・氏名

㊞

下記の理由により、中小規模事業場労働安全衛生評価事業における欠格事項に該当することとなったので届け出ます。

登録番号 - -

欠格事項	事業者が、労働安全衛生法若しくはじん肺法又はこれらに基づく命令の規定(評価を受けようとする事業場に係るものに限る。)に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない。
	事業者が、労働安全衛生法若しくはじん肺法又はこれらに基づく命令以外の法令の規定(評価を受けようとする事業場に係るものに限る。)に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない。
(該当する事項に○を付けてください)	事業場の属する法人の業務を行う役員のうち上記2項目に該当する者がいる。
欠格事項 該当理由	

なお、欠格事項該当に関する説明資料は別添のとおり。

ご記入いただきました個人・企業情報につきましては、当協会が責任を持って保管し、中小規模事業場労働安全衛生評価事業の的確な実施(連絡、運営、後日の問い合わせ対応等)のためにのみ利用させていただきます。

(様式第16号)

届出日	
-----	--

中小規模事業場労働安全衛生評価登録事業場 登録事項変更届

(評価組織名)

企業名(事業場名)

事業場の長 役職・氏名

_____ ⑩

中小規模事業場労働安全衛生評価登録事業場として登録された事項について、以下のとおり変更がありましたので届出いたします。

登録番号	-	-	変更日	
------	---	---	-----	--

	変更前	変更後
事業場名		
所在地	〒 -	〒 -

なお、登録事項の変更に関する説明資料は別添のとおり。

ご記入いただきました個人・企業情報につきましては、当協会が責任を持って保管し、中小規模事業場労働安全衛生評価事業の的確な実施(連絡、運営、後日の問い合わせ対応等)のためにのみ利用させていただきます。

(様式第20号)

申込日	
-----	--

中小規模事業場労働安全衛生評価 登録証交付申請書

中央労働災害防止協会 技術支援部長 殿

(評価組織名)

企業名(事業場名)

事業場の長 役職・氏名

⑩

中小規模事業場労働安全衛生評価登録事業場に係る登録証の発行を申請します。

登録番号	-	-
------	---	---

希望部数	和文	枚
	英文	枚

ご記入いただきました個人・企業情報につきましては、当協会が責任を持って保管し、中小規模事業場労働安全衛生評価事業の的確な実施(連絡、運営、後日の問い合わせ対応等)のためにのみ利用させていただきます。

申込先： 地区安全衛生サービスセンター

■ 北海道安全衛生サービスセンター

〒064-0919 北海道札幌市中央区南 19 条西 9-2-25
TEL 011-512-2031 FAX 011-512-9612

■ 東北安全衛生サービスセンター

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉 1-3-34
TEL 022-261-2821 FAX 022-261-2826

■ 関東安全衛生サービスセンター

〒108-0023 東京都港区芝浦 3-7-2 シグマビル 2F
TEL 03-5484-6701 FAX 03-5484-6704

■ 中部安全衛生サービスセンター

〒456-0035 愛知県名古屋市熱田区白鳥 1-4-19
TEL 052-682-1731 FAX 052-682-6209

■ 中部安全衛生サービスセンター 北陸支所

〒930-0857 富山県富山市奥田新町 8-1 ボルファートとやま 9F
TEL 076-441-6420 FAX 076-441-4641

■ 近畿・大阪安全衛生総合サービスセンター

〒550-0001 大阪府大阪市西区土佐堀 2-3-8
TEL 06-6448-3450 FAX 06-6448-3477

■ 中国四国安全衛生サービスセンター

〒733-0003 広島県広島市西区三篠町 3-25-30
TEL 082-238-4707 FAX 082-238-4716

■ 中国四国安全衛生サービスセンター 四国支所

〒760-0017 香川県高松市番町 3-3-17 第一讃機ビル 2F 北側
TEL 087-861-8999 FAX 087-831-9358

■ 九州安全衛生サービスセンター

〒812-0008 福岡県福岡市博多区東光 2-16-14
TEL 092-437-1664 FAX 092-437-1669

申込先： 外部機関（料金等は直接お問い合わせください）

■ 豊田安全衛生マネジメント株式会社

〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町 1-5-10 矢作豊田ビル 9F
TEL 0565-33-9930 FAX 0565-33-9932

問 合 せ 先

■ 中央労働災害防止協会 技術支援部

〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2
TEL 03-3452-6404 FAX 03-5445-1774 E-mail ms@jisha.or.jp